

- 議 長 休憩を解いて再開いたします。 (13時00分)
- 午後になりまして気温も上昇してきますので、上着を脱いでいただいても結構です。
- 議 長 それでは日程第2「議案第20号まつだ乾杯条例」を議題といたします。
- 町長の提案説明を求めます。
- 町 長 議案第20号まつだ乾杯条例を別紙のように制定する。平成29年6月6日提出、松田町長 本山博幸。
- 提案理由。本町産の飲料による乾杯を推進することにより、郷土愛の醸成及び町内産業の活性化を図るため、提案するものでございます。よろしく願いいたします。
- 議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。
- 観 光 経 済 課 長 それでは、このまつだ乾杯条例について御説明をさせていただきますが、本条例は新規条例となりますので、各条ごとに朗読をさせていただき、その後要点を説明させていただきますので、よろしく願いいたします。
- まず、第1条、目的といたしまして、この条例は、本町産又は本町で生産された農産物を使用した地酒、お茶、清涼飲料水、その他の飲み物による乾杯を推進することにより、地元産飲料地酒等の普及促進を図り、一次産業の保全、育成を図ることで酒造業、その他の関連産業の発展及び町民の郷土愛の醸成を図り、町内産業の活性化に寄与することを目的としています。本条例ではですね、対象となる飲み物につきましては大人から子供まで楽しめるということで、町で生産されたもの、また、町外で生産されたものであっても、本町で生産された農産物を原材料として使用している飲み物などを対象としております。また、このまつだ乾杯条例推進により、農業、飲食業、酒造業等の連携により、町産業をより元気になることを、元気にすることを目的としております。
- 続きまして、第2条として、町の役割といたしまして、町は、地元産飲料地酒等による乾杯とその普及啓発活動に努めるものとする。こちらのほうにつきましては町の役割といたしまして、広報、ホームページなどの町媒体による啓発、また、今後予算措置を行わさせていただきますして、ポスター作成などをいたしまして町民または町に訪れる方に周知を図ってまいるのでございます。

続きまして、第3条、事業者の役割。第3条、地元産飲料地酒等の生産、販売等に関する事業を行う者は、地元産飲料地酒等による乾杯を推進するために主体的に取り組むとともに、町及び他の事業者と相互に協力するよう努めるものとする。こちらのほうにつきましてはですね、この本条例をですね、御承認いただいた後になりますが、まつだ乾杯条例推進協議会を立ち上げまして、町の関係する町商工振興会、飲食店組合さん、酒販店組合さんなどをお願いをいたしまして、この推進協議会を立ち上げまして、いろんな御意見を取り入れながらこの事業推進に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。また、ぜひ第40回松田観光まつりではイベントの一つとして展開をしていきたいと考えております。また、この後11月に開催されますちよい呑みとの連携を図って、相乗効果が図れるよう努めてまいりたいと考えております。

続きまして、第4条につきましては、町民の協力といたしまして、町及び事業者は、地元産飲料地酒等による乾杯の推進に当たり、町民の協力が得られるよう努めるものとするということで、関係する団体または町とですね、町民等に知らしめていきながらですね、町民の皆様に御協力をしていただけるように事業を推進してまいります。

第5条、嗜好等への配慮といたしまして、事業者及び町民は、この条例の実施に当たり個人の嗜好及び意思を尊重するよう配慮するものとするということで、あくまでも個人のお好みを強制的に町のお酒でというようなことではございません。あくまでも基本的にはお好みということを優先させていただくこととなりますが、その位置づけをさせていただくために第5条を設けさせていただいております。

最後に、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行させていただくものでございます。

説明につきましては以上でございます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

7 番 利 根 川 1点だけお願いしたいと思います。ただいま担当課長の説明によると、この条例が制定された暁には飲食店組合とか商工関係者あるいは当事者にお集まりをいただいて、推進協議会を立ち上げてですね、条例を真に実のあるものにし

ていきたいと、こういう説明で大変よくわかりました。ついてはですね、その推進協議会の設立総会あたりにですね、会費制で結構ですから、出されるお茶とかお酒とかジュースとかを飲み、試飲会的なものを町民も入れてですね、ぜひ実施していただきたいと思います。これは当然会費制になると思いますけれども、なるべく早くそういうのをやっていただきたいと思います。私の個人的な希望ですけれども、私、9月10日が誕生日ですから、9月10日以前にお願いをしたいと思います。いかがでしょうか。

観光経済課長　ぜひですね、実施に向けて取り組んでいきたいと思っておりますが、まず1点目ですね、第1回の協議会は開かせていただいて、今、御提案いただいたことをですね、一回協議会の中でもまかせていただいて、いろんな会費等の金額と、またこれから進めていくスケジュール等もありますので、そこで一度御相談をさせていただいて、私としてはぜひ、先ほど申し上げましたように、町民の方にやっぱり知らしめて御周知するという最大の目的がありますので、そのような形でですね、官民、皆さんに御協力いただきながら進めさせていただきたいと考えております。以上です。

議　　長　　よろしいですか。ほかにございますか。

1 番 平 野　　目的のところ、提案理由のところ郷土愛の醸成及び町内産業の活性化を図るためということで、いいことだと思いますけれども、やはりそこまで考えたら、やはり飲み物だけではなく、普通の食べ物、野菜なども考える、そういったお気持ちはなかったのでしょうか。

観光経済課長　こちらのほうの乾杯条例につきましてはですね、やはりまず最初にですね、この乾杯条例ということで、飲み物からスタートをさせていただいて、先ほどの全協の中でもありましたように、やはりこれ乾杯条例だけでも今後形骸化してしまうということもですね、御指摘をいただいておりますので、まずこちらをですね、しっかり形づくりをさせていただいてですね、その後ですね、ほかの、やはり町を元気にするための施策の一つとなると私も考えておりますので、次…今後のですね、次の第2弾のロケットとしてですね、考えていきたいと思っております。以上です。

1 番 平 野　　ぜひそのようにしていただきたいと思います。その暁にはやはり給食にでも

やはり地元のものというような、1品でも2品でも、そんなふうにつながっていけばよいかなと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長 ほかにございますか。

4 番 南 雲 1点、そうですね、アルコール依存症の方に対しての対応というのがちょっと懸念があるんですけども、それに対しての何か対応策というのはお考えでいらっしゃいますか。お伺いします。

観 光 経 済 課 長 基本的にですね、アルコール依存症の方のこの条文の中では特にそこまでのですね、配慮というような形は今のところ私のほうの中では考えてはいません。というのは、あくまでも最後の5条の中にあるように、自分のやはりお気持ちの中でですね、やはり飲み物を決めていただくということになりますので、この乾杯条例あくまでも町の振興施策の一つという形で実施をさせていただきますので、やはりアルコール依存症の方につきましてはそういうアルコール依存症の会とか、また福祉なりの御協力を得ながらですね、そちらのほうにつきましてはまたしっかりした、アルコール依存症を治すためのプログラムの中で考えていただければと考えております。以上です。

4 番 南 雲 推進協議会の中での対応というのは余り考えられないですか。

観 光 経 済 課 長 推進協議会の中で、今、私が考えているメンバーの方につきましてはやはり商工業の方等を含めた中でですね、振興という形で考えておりますが、今のアルコール依存症の対応につきましてはですね、ちょっと福祉課さん等いろいろお伺いしながらですね、アドバイスをいただきながらこの事業を進めて…その御心配になる点も決してわからないわけではありませんので、その点についてはやはり松田町役場全体でですね、連携をとりながら進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

4 番 南 雲 せっかくいい条例ができて、何か雰囲気が悪くなつてはいけないかなという思いがあるんですけども、そのようにね、町全体でね、ぜひ考えていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

議 長 ほかに質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

それでは、ここで質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第20号まつだ乾杯条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。